

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）の指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課の所管する那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を経る必要があり、令和7年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 那覇市小禄自治会館
- (2) 所在地 那覇市小禄5丁目4番地6

2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称 那覇市字小禄自治会
- (2) 住 所 那覇市小禄5丁目4番地6
- (3) 代表者名 高良 広輝

3 指定予定期間 令和8年4月1日から令和16年3月31日まで（8年間）

4 非公募の理由

那覇市共同利用施設条例第15条において、指定管理者を、それぞれ当該共同利用施設周辺の地域住民で構成されている団体に指定していること及び「指定管理者制度に関する運用指針」において、当該施設の設置目的や制度趣旨より非公募とすることが適切であると判断できるため、非公募で指定管理予定候補者を選定した。

5 総評価点

(1) 審査方法

ア 選定委員会

- a 選定機関の名称 那覇市協働によるまちづくり推進審議会

b 選定委員会の委員

- 会長 添石幸伸 税理士法人 添石総合会計事務所代表社員
- 委員 島袋隆志 沖縄大学 経法商学部 経法商学科 教授
- 委員 田島繁 那覇市自治会長会連合会会長
- 委員 城間幹子 那覇市協働によるまちづくり推進協議会会長
- 委員 石垣綾音 株式会社さびら事業推進統括・まちづくりファシリテーター
- 委員 宮城 潤 NPO 法人 地域サポートわかさ理事兼事務局長

イ 選定委員会日時 令和 7 年 8 月 18 日（月） 午後 3 時～5 時

ウ 選定基準

- a 共同利用施設設置の目的を達成できる運営方針を有しているかについて
- b 管理・運営を行うにあたり市民の平等な利用が確保できるかについて
- c 事業計画（各種支援業務）が施設の効用を最大限に発揮できるかについて
- d 施設管理を安定して行う能力を有しているかについて
- e その他、総合的視点について

エ 審査表

選定基準	審査項目	配点	係数	評価点
1. 運営方針	①申請理由が共同利用施設の設置目的を達成できる内容になっているか	5	2	10
	②共同利用施設の管理・運営にふさわしい運営方針を持っているか	5	2	10
2. 平等な利用確保	①地域住民の平等な利用を確保するための措置を講じているか	5	2	10
	②利用者サービスの向上のための措置を講じているか	5	2	10
	③地域住民に利活用してもらうための PR や、利用者の意見を聞いた運営がなされているか	5	2	10
3. 事業計画	①事業内容が地域づくり活動の促進を図るものになっているか	5	2	10
	②趣味、教養等生きがいを高めるための活動を支援するものであるか	5	2	10
4. 施設管理	①施設管理を安定して行う能力を有しているか	5	1	5
	②管理体制を維持できる安定的な財産基盤を有しているか	5	1	5
	③管理責任者及び管理体制について明確な提案がされているか	5	1	5
	④職員の配置・確保について明確な提案がなされているか	5	1	5
5. その他、総合的視点について	①地域及び関係機関とのネットワークについて	5	1	5
	②個人情報の保護及び情報の公開についてどのような措置を講じているか	5	1	5
合 計		100		

オ 選定方法

委員全員の選定評価結果を踏まえつつ、原則として、委員全員の合意に基づき決定する。

カ 選定結果

各委員の点数

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均
80	79	93	92	63	77	484	81

キ 選定理由

審議の結果、那覇市共同利用施設の指定管理予定候補者としての選定基準を満たし、安定した管理や那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）を最大限に活用する方策、安定的な管理体制の維持及び地域住民や市民の平等な利用の確保等について審査・評価した結果、那覇市字小禄自治会が指定管理予定候補者として適格性を有していると判断し、予定候補者に決定しました。